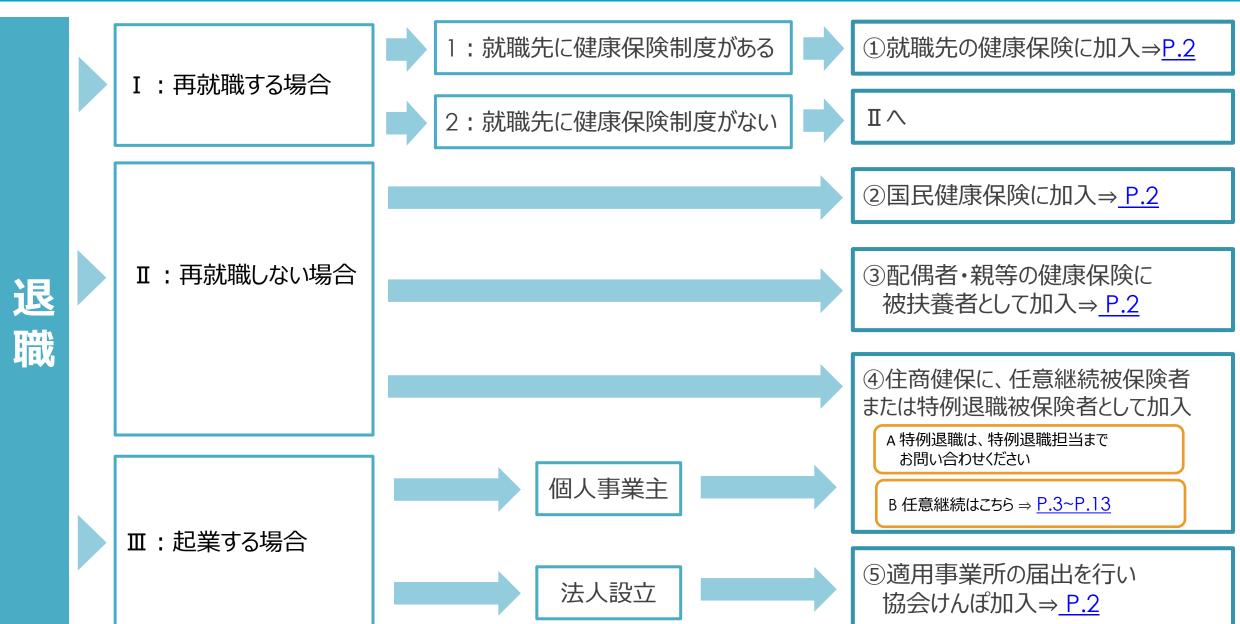
## 退職後の健康保険について



4

## 1235住商健保以外の健康保険に加入

必要書類や手続きに関しては加入予定の健保組合へお問い合わせください。

## ① 就職先の健康保険に加入

就職先で強制加入となりますので、就職先の指示に従って下さい。

## ②国民健康保険に加入

市区町村の窓口で手続きを行って下さい。

## ③配偶者・親等の健康保険に被扶養者として加入

配偶者・親・子の会社等、被扶養者として加入する会社の管理部にご確認下さい。

## ⑤適用事業所の届出を行い協会けんぽ加入

年金機構へ適用事業所として届出を行ってください。

## 健康保険証



## 退職後すみやかに返却して下さい。

返却先 ⇒ 人事等、コーポレート部門

## 4-B 任意継続被保険者として加入

## 住友商事健康保険組合に任意継続被保険者として加入する。

任意継続は在職中と同じく、被扶養者が何人いても保険料は変わりません。

退職日の翌日から20日以内に申請することで任意継続被保険者として加入することができ、 在職中と同程度の給付、保健事業を受けることができます。※法令により一部を除く

I 加入条件:退職前に被保険者期間が2ヵ月以上ある方が対象です。

Ⅱ 給付:療養の給付等の取扱いは、一部を除き(※注1) これまでと同様です。

Ⅲ 加入期間:退職後最大2年間です。

Ⅳ 保険料:標準報酬月額×保険料率で算出し、標準報酬月額は①②のいずれか低い方となります。

①退職時の標準報酬月額

②当組合の平均標準報酬月額(65万円/令和7年度~)

在職時は会社が約2/3を負担していましたが、退職後は全額自己負担となります。

#### ※注1

傷病手当金、出産手当金等を在職中から受給している方は、一定の 条件のもと継続して給付を受けることができます。継続給付は任意継 続や特例退職等による、当健保への加入がなくても適用されます。

#### ※注2

以下の場合に資格を喪失します。

- ◆被保険者となった日から2年を経過したとき
- ◆被保険者が死亡したとき
- ◆保険料納付期限までに保険料を納付しなかったとき
- ◆再就職により他の健康保険、船員保険の被保険者となったとき (ただし、疾病任意継続被保険者は除く)
- ◆後期高齢者医療の被保険者資格を取得したとき
- ◆上記以外の要件で任意継続の資格喪失を申し出たとき

## 4-B 任意継続被保険者として加入

## Ⅴ 保険料の納付について

保険料は、毎月10日までに当月分を住友商事健康保険組合指定の金融機関に納付していただきます。(口座引落不可)

- ※保険料・振込先の口座番号は任意継続被保険者の資格取得後に送付する納付書をご確認ください。
- ※任意継続を選択した最初の月の納付期限は指定日になります。納付書をご確認ください。

保険料を期日までに納付しなかった場合は資格を喪失しますので、ご注意下さい。

## VI 任意継続を希望する場合の必要書類

申請に関する概要(P.5)や提出書類は添付資料のフロー(P.6)をご確認ください。

資格情報の お知らせ 手続き終了後、資格情報のお知らせを自宅に送付します。

必要に応じて資格確認書を交付します。

資格取得日前に交付することはできません。

在職時の健康保険証は、退職翌日から使用できません。会社宛てに必ずご返却下さい。

## ④-B-1 任意継続申請の概要

#### ■申請書類

④-B-2 任意継続必要書類確認フロー (P.6) よりご自身に該当するページで必要な提出書類をご確認ください。 申請書は住友商事健康保険組合ホームページよりダウンロードできます。 (P.7) ※メール提出 (PDF/写真) 不可のため、必ず本紙を郵送または社内便で送付してください。

## ■申請期日

手続きの締め切りは、退職後20日以内です。

#### ■問合せ・書類提出先

〒541-0041

大阪市中央区北浜4-5-33(住友ビル9階)

住友商事健康保険組合 宛

TEL:06-6220-6172(代表)

※資格情報のお知らせ(必要に応じて資格確認書)は退職日翌日以降、ご自宅宛てに簡易書留郵便で送付します。

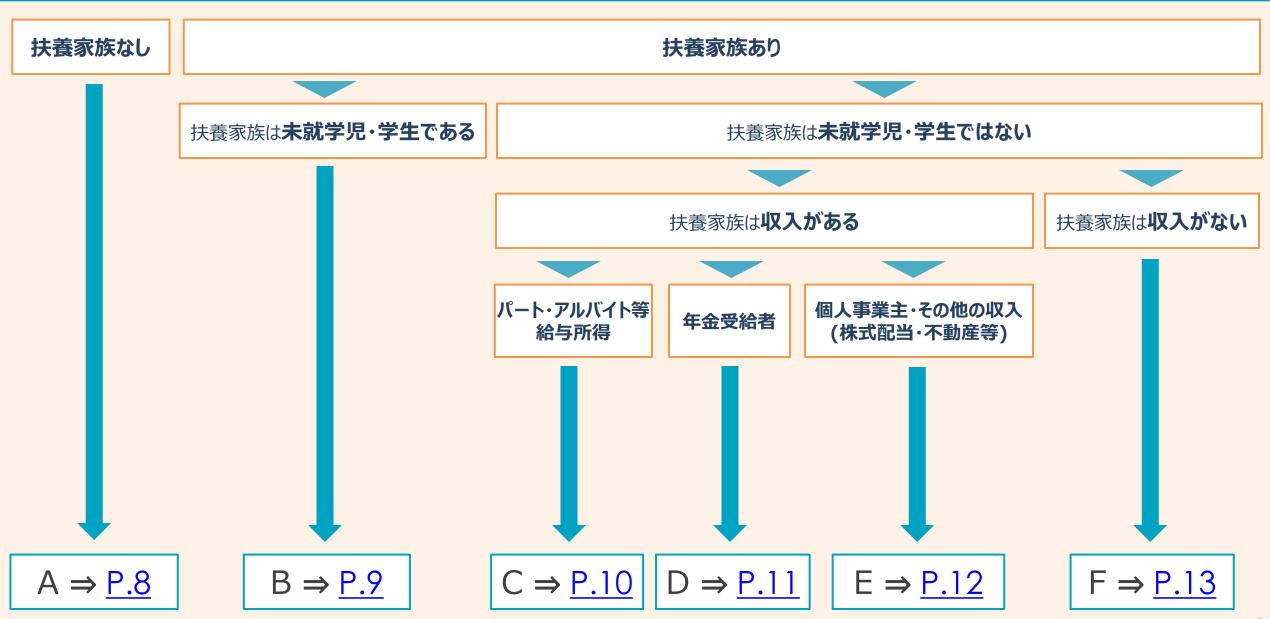
## ■注意点

※お子様の扶養に関して、原則として両親いずれかの収入が高い方が扶養にすることになっています。

お子様のみ扶養家族として申請される場合は、追加書類が必要になる可能性がありますので、住友商事健康保険組合へご相談ください。

- ※ご提出いただいた確証で実態が把握できない場合は、追加で書類のご提出をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。
- ※被扶養者は国内居住者に限ります。海外居住のご家族は扶養申請不可のためご注意ください。

## ④-B-2 任意継続必要書類確認フロー



## ④-B-3 申請書類ダウンロード方法

1. 住友商事健康保険組合ホームページより「申請書ダウンロード」の項目を開きます。



2. <u>P.6</u>で申請に必要な書類を確認し、 該当の書式の「用紙」をクリック。 PDFをダウンロードしてください。



## 申請書類:A 扶養家族がいない方

## ■申請書類

- 1. 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書
- 2. ご自身の住民票
  - ※マイナンバー(個人番号)の記載がないもの
  - ※非居住者で住民票が取得できない場合は住友商事健康保険組合までお問い合わせください。

## 申請書類:B 扶養家族が未就学児・学生の方

## ■申請書類< 大学生·専門学校生 >

- 1. 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書
- 2. 住民票 ※1参照
  - ・マイナンバー(個人番号)の記載がないもの
  - 続柄の記載があるもの
  - 世帯全員の記載があるもの
  - ・発行後3ヶ月以内のもの
  - ・被保険者が非居住者で住民票が取得できない場合は当組合までお問い合わせください。
- 3. 健康保険任意継続被扶養者(異動)届
- 4. 収入状況報告書
- 5. 対象者の所得証明書
- 6. 在学証明書

#### 【18歳以上の方】

7. 被扶養者についての念書

#### 【22歳以上の方】

8. 特例退職/任意継続被保険者・被扶養者認定申請書

## 【アルバイト等・給与所得がある方のみ】

9. 直近3ヶ月分の「給与明細書」または月収が分かる書類のコピー

#### ■申請書類<高校生以下>

- 1. 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書
- 2. 住民票 ※1参照
  - ・マイナンバー(個人番号)の記載がないもの
  - 続柄の記載があるもの
  - 世帯全員の記載があるもの
  - ・発行後3ヶ月以内のもの
  - ・被保険者が非居住者で住民票が取得できない場合は当組合までお問い合わせください。
- 3. 健康保険任意継続被扶養者(異動)届

#### X

住民票では被扶養者(ご家族)が

- ・国内居住者であることの確認
- ・被保険者(ご自身)との続柄 を確認しています。

# 申請書類:C 扶養家族がパート・アルバイト等給与所得がある方

## ■申請書類

- 1. 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書
- 2. 住民票 ※1参照
  - ・マイナンバー(個人番号)の記載がないもの
  - 続柄の記載があるもの
  - ・世帯全員の記載があるもの
  - ・発行後3ヶ月以内のもの
  - ・被保険者が非居住者で住民票が取得できない場合は当組合までお問い合わせください。
- 3. 健康保険任意継続被扶養者(異動)届
- 4. 被扶養者についての念書
- 5. 収入状況報告書
- 6. 対象者の所得証明書
- 7. <u>直近 3ヶ月分の「給与明細書」</u> または 月収が分かる書類のコピー

## 【16歳以上のお子様のみ】

8.特例退職/任意継続被保険者・被扶養者認定申請書

#### X 1

住民票では被扶養者(ご家族)が

- ・国内居住者であることの確認
- ・被保険者(ご自身)との続柄 を確認しています。

## 申請書類: D 扶養家族が年金受給者の方

## ■申請書類

- 1. 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書
- 2. 住民票 ※1参照
  - ・マイナンバー(個人番号)の記載がないもの
  - 続柄の記載があるもの
  - ・世帯全員の記載があるもの
  - ・発行後3ヶ月以内のもの
  - ・被保険者が非居住者で住民票が取得できない場合は当組合までお問い合わせください。
- 3. 健康保険任意継続被扶養者(異動)届
- 4. 被扶養者についての念書
- 5. 収入状況報告書
- 6. 対象者の所得証明書
- 7. 直近の「年金額振込通知書」のコピー

#### $\times 1$

住民票では被扶養者(ご家族)が

- ・国内居住者であることの確認
- ・被保険者(ご自身)との続柄 を確認しています。

# 申請書類:E 扶養家族が個人事業主・その他(株式配当・不動産等)収入がある方

## ■申請書類

- 1. 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書
- 2. 住民票 ※1参照
  - ・マイナンバー(個人番号)の記載がないもの
  - 続柄の記載があるもの
  - ・世帯全員の記載があるもの
  - ・発行後3ヶ月以内のもの
  - ・被保険者が非居住者で住民票が取得できない場合は当組合までお問い合わせください。
- 3. 健康保険任意継続被扶養者(異動)届
- 4. 被扶養者についての念書
- 5. 収入状況報告書
- 6. 対象者の所得証明書
- 7. 直近の確定申告書(写)

## 【 16歳以上のお子様のみ】

8.特例退職/任意継続被保険者・被扶養者認定申請書

#### $\times 1$

住民票では被扶養者(ご家族)が

- ・国内居住者であることの確認
- ・被保険者(ご自身)との続柄 を確認しています。

## 申請書類:F扶養家族が学生等ではなく収入がない方

## ■申請書類

- 1. 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書
- 2. 住民票 ※1参照
  - ・マイナンバー(個人番号)の記載がないもの
  - ・続柄の記載があるもの
  - ・世帯全員の記載があるもの
  - ・発行後3ヶ月以内のもの
  - ・被保険者が非居住者で住民票が取得できない場合は当組合までお問い合わせください。
- 3. 健康保険任意継続被扶養者(異動)届
- 4. 被扶養者についての念書
- 5. 収入状況報告書
- 6. 対象者の所得証明書

#### **X**1

住民票では被扶養者(ご家族)が

- ・国内居住者であることの確認
- ・被保険者(ご自身)との続柄を確認しています。